

事 務 連 絡

令和7年1月16日

各都道府県消防防災主管課

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）付

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用の留意事項

平素より防災行政・学校運営の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向けては、食事の提供も重要な事項の一つであり、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保が求められます。

「避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設等の活用について（依頼）」（令和5年6月22日付き内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課連名事務連絡）において、自治体の例を参考に、学校給食施設等の活用を含めた災害時の対応や協力体制等について関係部局間で事前に協議し、各地域における災害時の体制づくりを進めていただくようお願いしたところですが、実施に当たっての留意事項を下記に記載しますので、貴都道府県・都道府県教育委員会においては、避難所における適切な食事の提供が進むよう、管内市区町村・市区町村教育委員会に対して周知していただくようお願いいたします。

記

1. 避難所運営時における学校給食施設等の活用について

災害発生時における避難所の運営の際、食事の質の確保に当たっては、例えば、学校給食施設等の活用も有効な手段の一つとなることから、積極的な活用が期待されます。その際、災害発生時にあっては、相当程度、混乱が生じることも想定されることから、例えば以下の事項について、あらかじめ防災担当部局と教育委員会との間で方針を定めることが重要です。

(1) 学校給食施設等を使用する際の安全面・衛生面について

災害発生時における学校給食施設等の使用にあたっては、まず、当該施設が災害により、損壊や汚染等していないか、電気やガス、水道等が安全に使用できる状態にあるか、衛生面が確保されているか等を確認することが必要です。

また、再度学校給食の調理目的で使用する場合においても、学校環境衛生基準及び学校給食衛生管理基準を参考に施設設備の洗浄や消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に十分留意する必要があります。

(2) 避難所の食事を提供する目的で学校給食施設等を使用する場合における役割分担・費用負担について

避難所の食事を提供する目的で学校給食施設等を使用する際には、給食調理とは別途、防災担当部局等から新たな人員が派遣されることや、通常の学校給食の調理に加えて、避難所に提供する食事の調理を行うこと等も想定されます。また、そのことに伴い、人件費、原材料費、燃料費等が新たに発生することも想定されます。

先述のとおり、災害発生時においては相当程度の混乱が生じることも想定されることから、防災担当部局・教育委員会・当該施設の役割分担や、新たに発生する経費の取り扱い等についても、あらかじめ防災担当部局と教育委員会との間で共通認識を持つことができるよう、平時から連携できる体制を整えておくことが重要です。

2. 炊き出しに学校給食施設等を活用する場合の災害救助法の適用関係

(1) 災害救助法の適用

災害救助法は、災害発生時に被災者を支援する自治体（自治体から事業者へ弁当の製造を依頼する場合を含む）の活動に対して、国からの支援として災害救助費を拠出する制度であり、炊き出しも対象となっています。

(2) 適用範囲

炊き出しの場所に制限はなく、学校給食施設等に限らず、セントラルキッチン方式やキッチンカーによる提供も含まれます。

対象は、原材料費、燃料費、人件費等であり、これらから算出した1食あたりの単価に提供食数を掛け合わせた額を弁当として買い上げることが考えられますが、その他の方法の場合もあります。また、原状回復のための破損弁償費も対象となります。

調理の実施者は、支援のボランティア、地元調理人、被災者自身などが考えられ、報酬を支払わない場合も含まれます。

(3) その他留意事項

災害時の炊き出しは、一般的には食品衛生法の営業許可の対象になりません。個別の適用については、態様などを総合的に判断されることとなります。

3. 被災時における学校における昼食の確保について

調理場の被災やライフラインが復旧しない等により、児童生徒への学校給食の提供ができない学校においては、各自治体内の理解を得た上で、支援物資として必要数量を発注し、仕分け時に学校に確実に届くような工夫をするなど支援物資を活用した昼食提供も選択肢となります。

また、被災時には、可能な範囲で都道府県教育委員会や各都道府県学校給食会が中心となって、ニーズを踏まえた被災市区町村に対する各種支援を行うことが不可欠であるほか、平時から、各自治体・給食会等で定期的に融通可能な物資情報の更新を含む相互支援に係る連携協定の締結や体制整備を行うことが重要です。

4. 調整・検討状況の報告のお願い

令和7年2月28日（金）までに、域内の各市区町村防災担当課と所管の学校（各市区町村教育委員会）との学校給食施設等の活用に係る調整・検討状況を別紙の書式に記入いただき、提出先まで、メールで御提出ください。

<提出先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
hinanjochosa.d4c@cao.go.jp

(参考)

○内閣府「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（令和4年7月）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/seikatsukankyoku.pdf>

○文部科学省「災害時における学校給食実施体制の構築に関する事例集」（令和3年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/mext_01332.html

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

TEL 03-3501-5191（直通）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校給食・食育係

TEL 03-6734-2095（直通）